

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人万陽会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などの法人業務を行う場合に別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務を行う場合は別表2により費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給は、原則として法人業務を行った日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年5月19日から施行する。

別表1 役員等の報酬

名 称	報酬日額
理事会出席報酬等	2, 0 0 0 円
理事長業務報酬等	3, 0 0 0 円
理事長業務報酬等（定例会議）	2, 0 0 0 円
理事及び監事業務報酬	3, 0 0 0 円
監事監査指導業務等	5, 0 0 0 円
出張業務報酬（県外）	7, 0 0 0 円
出張業務報酬（県内片道50km以上）	5, 0 0 0 円
出張業務報酬（県内片道50km以内）	3, 0 0 0 円

別表2 役員等の費用弁償の額

日額 1, 0 0 0 円（市内在住）、1, 5 0 0 円（市外在住）

出張業務に伴う旅費については実額とする。